

社会福祉法人長井市社会福祉協議会はなぞの保育園運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 はなぞの保育園（以下「保育園」という。）保育の実施にあたり、家庭や地域住民の専門的かつ幅広い意見を反映させ、より一層の保育の向上を図るため、はなぞの保育園運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 次の各号に掲げる者をもって組織し、長井市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）がこれを委嘱する。

- (1) 住民代表者
- (2) 社会福祉行政機関関係者
- (3) 主任児童委員
- (4) 関係代表者
- (5) 学識経験者

2 委員会には委員長および副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 委員長には会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役職によって選任された委員の任期はその期間とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 保育園の保育の実施に関する事項
- (2) 保育園の利用に関する事項
- (3) その他保育園の運営に関する事項

2 委員会は、前項の審議にあたり、保育園の利用者をはじめ市民のニーズを反映するよう努めるものとする。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。